

令和4年(2022年)度 栗東市いじめ事案の概要

議事 1

1. 被害学年構成

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小計	中1	中2	中3	中計
R2	108	99	113	96	89	69	574	68	52	21	141
R3	166	93	108	125	125	108	725	78	47	39	164
R4	176	181	159	172	153	140	981	126	39	40	205
R5前	126	127	103	106	151	89	702	168	45	24	237

令和4年度の栗東市立小学校における認知件数は981件と、前年度の725件と比較して156件と大幅に増加している。栗東市立中学校においても、前年度の164件から205件と41件増加している。各校種の学年別に構成比を見ると、本市では、小学校では学年関係なく、全体的に発生件数が多くなっている。中学校では中学1年生の増加が見られ、2年生からは減少するという傾向が見られる。

いじめ認知件数の増加については以下の要因が考えられる。

○新型コロナウイルス感染症防止に係る休業措置はなく、学校行事やそれに係る取組の制限が解除され、例年通りの取組がなされるようになり、児童生徒同士の接触する時間が増えたこと。

○小学校1年生や中学校1年生では、新たな人間関係のなかで他との適切な距離感がとれず、被害が増加していること。

令和2年度と令和4年度との比較から、小学校では約1.8倍、中学校では1.5倍いじめの認知件数が増加している。小学校では、学年問わず、高い数値になっている。いじめへの対応において、認知しているが、子どもへの指導が十分でなく、いじめが継続して発生していることも考えられる。中学校においては、中学1年生のいじめ事案に対して、適切に対応している結果、2年生から急激に減少していると考えられる。

2. いじめの態様

	いじめの態様	令和3年度			令和4年度		
		小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
1	冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	283	113	396	323	118	441
2	仲間はずれ、集団による無視をされる。持ち物を隠される。	76	5	81	83	6	89
3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり・蹴られたりする。	204	33	237	324	38	362
4	ひどくぶつかられたり、叩かれたり・蹴られたりする。	64	16	80	76	10	86
5	金品をたかられる。	16	0	16	8	0	8
6	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	36	13	49	55	2	57
7	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられる。	142	46	188	196	63	259
8	パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。	11	18	29	16	19	35
9	その他	0	0	0	0	0	0
	合計	832	244	1,076	1,081	256	1,337

栗東市における「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、いじめの態様は、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が小学校で323件、中学校で118件、合計441件で全体の32.9%と最も多く、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が小学校で324件、中学校で38件、合計362件と全体の27.0%となった。

「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」については小学校、中学校ともに増加した。中学校においてはSNS上での悪口、冷やかし等が大半を占める。引き続き、小中学校ともに、インターネットの利用に関する指導をすすめていく必要がある。また、小学校においては、高学年特に6年生における発生が圧倒的に多く小学校低学年での報告はない。オンラインゲームにおいてゲーム内のアイテムを要求するなど、ネット上で有料のアイテムをたかられるなど、その発見が難しくなることもあり、インターネットの利用について、保護者への啓発の機会を確保していくことが必要である。

いじめの態様について複数回答が増加していることから、教員がいじめに対して多角的に捉えることができていることと、いじめの態様そのものが複雑化してきていることが考えられる。

3. 発見の経緯

区 分		令和3年度			令和4年度		
		小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
学校の教職員等が発見した。		167	67	234	235	69	304
内 訳	学級担任が発見した。	81	19	100	125	27	152
	学級担任以外の教職員が発見した。(養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。)	20	38	58	52	27	79
	養護教諭が発見した。	0	0	0	1	0	1
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	0	1	1	0	2	2
	アンケート調査など学校の取組により発見した。	66	9	75	57	13	70
学校の教職員以外からの情報により発見した。		558	97	655	746	136	882
内 訳	本人からの訴え	329	66	395	445	111	556
	当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	139	24	163	181	16	197
	児童生徒(本人を除く)からの情報	68	7	75	100	9	109
	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	16	0	16	17	0	17
	地域の住民からの情報	5	0	5	1	0	1
	学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	1	0	1	1	0	1
	その他(匿名による投書など)	0	0	0	0	0	0
合 計		725	164	889	981	205	1,186

発見の経緯については「学校の教職員等が発見した」のうち「学級担任が発見した」が小学校で125件、中学校で27件、合計152件で全体の12.8%となった。「学級担任以外の教職員が発見した。」について小学校では20件から52件に増加している。担任だけではなく、複数の教員が児童への関りをもつことで、発見につながったと考えられる。

アンケートについては70件と増減はしていないが、アンケートによる認知については一部の学校に偏っている傾向がみられ、アンケートによる認知について否定するものではないが、校内の認知の手立てについて、見直す必要もある。

また、「学校の教職員以外からの情報により発見した」では「本人からの訴え」が小学校で 445 件、中学校で 111 件、合計 556 件で全体の 46.8%となった。小中学校ともに担任に対し児童生徒が相談しやすい良好な関係が築けていることが考えられる。

4. いじめられた児童生徒の相談の状況

区 分	令和3年度			令和4年度		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
学級担任に相談した。	634	81	715	728	146	874
学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭，スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	19	37	56	53	69	122
養護教諭に相談した。	2	14	16	15	3	18
スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	2	1	3	5	2	7
学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	0	0	0	2	1	3
保護者や家族等に相談した。	170	28	198	187	21	208
友人に相談した。	18	38	56	71	56	127
その他の人（地域の人など）に相談した。	8	0	8	1	0	1
誰にも相談していない。	0	0	0	0	0	0
合 計	853	199	1,052	1,062	298	1,360

被害児童生徒の相談の状況では、学級担任に対する相談が大半を占め、小学校で 728 件、中学校で 146 件、合計 874 件で全体の 64.2%となった。学級担任以外の教員、養護教諭を含めると、小学校で 68 件、中学校で 72 件、合計 140 件で全体の 10.2%という割合となり、74.4%の被害児童生徒が、学校の教職員に対して相談している。

スクールカウンセラー等への相談については多くはないが、認知後の対応等のなかでスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーより助言・援助をいただくなど、いじめの解決に向け学校とともに取り組んでいただいている。

5. 学校におけるいじめの問題に対する取組

区 分	小学校	中学校	合計
①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	9 校	3 校	12 校
①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	9 校	3 校	12 校
② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	9 校	3 校	12 校
③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	9 校	3 校	12 校
④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	9 校	3 校	12 校
⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	9 校	3 校	12 校

⑥ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	9校	3校	12校
⑦ PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	5校	3校	8校
⑧ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	7校	3校	10校
⑨ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	9校	3校	12校
⑩ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	9校	3校	12校
⑪ 学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	9校	3校	12校

法に定められている項目については、各校ともに確実な取り組みがなされている。努力事項については、中学校は全ての項目について取り組むことができたが小学校では「⑦ P T Aなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。」について令和3年度は4校、**昨年度は5校となった。今年度、すべての小学校で実施できるように促していく。**

今後は、家庭との連携や、地域の理解と協力が、より一層必要になってくるものと考えられるため、各校ですすめていただく必要がある。

いじめ問題について、各小中学校で児童生徒会の活動の中で取組を実践している。各校においては引き続き、校内放送、I C Tを用いた動画作成、ポスターの作成など工夫した取組を継続させていく。

6. 継続支援中の事案

国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、県の「滋賀県いじめ防止基本方針」、市の「いじめ防止基本方針」では、いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為の解消していること

②被害児童生徒が心身の苦痛を受けていないかを本人・保護者共に確認すること

全国的にはその確認作業を怠ったことで、数年後に訴訟に発展した例もあるため、確実な対応が必要となる。ただし、先の要件が満たされている場合であっても、必要に応じ見守りを継続するなど、他の事情も勘案して判断しなければならない。

令和4年度は、下記の数が見守りに向けて取り組み中の事案である。

(令和5年3月31日現在)

令和3年度認知のいじめ事案の内、解消に向けて取り組み中、経過観察中の事案について			
学校種別	解消しているもの	3か月以上が経過し、解消に向けて取り組み中	3か月が経過せず、解消に向けて取り組み中
小学校	730	35	216
中学校	170	2	33

昨年度未解消の事案については小中学校合わせて286件になり、解消確認において、「解消に向けて取り組み中」の事案については、校内で確実に引き継ぎ、継続した対応が必要となる。「3か月以上が経過し、解消に向けて取り組み中」の事案のなかで引き続き見守り等を続けているものは37件ある。今後いじめが解消されているかどうかについて、確認をすすめていく。

7. 今後の課題

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる問題であり、すべての子どもが安心して学校生活を送れるようにするため、未然防止、早期発見また、適切な対処が求められる。本市のいじめ認知率は小学校で 226.5%、中学校で 95.6%であり、ともに昨年度より増加している。このことは教員がいじめに対し、被害児童の立場に立ち、その解決のため、組織的な対応を心掛けている結果であると評価することができる。しかしながら、各校の認知件数の違いから、個々の教員間、学年間、学校間において、いじめに対する捉え方に格差があることが考えられる。各校は、校内研修等において学校いじめ基本方針について確認するとともに、いじめの認知については、個々の教職員が把握した事案について「いじめ」であるのか、そうでないのかを判断するのではなく、学校として、組織でいじめを認知することについて徹底することが、確実ないじめの認知につながると考えられる。

いじめる児童生徒への特別な対応では謝罪、保護者への報告とともに全体の 9 割で実施できている。被害への報告にとどまらず、加害児童およびその保護者に対し、校内にて指導した内容について伝え、学校保護者が連携しいじめへの対応にあたっているといえる。ただ、家庭訪問での対応については少ないので、こちらの対応、事実について齟齬なく伝えるためには、ケースによっては積極的に複数の教員で家庭訪問することも必要である。また、警察との連携については、小中学校合わせて 6 件把握しており、生徒間暴力、対教師暴力で報告を受けている。暴力のみならず、誹謗中傷、金品のやり取りなど、法に触れる疑いのあるもの、インターネット上に関するものなどについては、早期に警察へ相談することが必要となる。そのため、学校は日頃から、関係機関との関係構築に努めるとともに、適切に関係機関との連携をすすめていく必要がある。その際、事実について整理し、学校の対応方針について明確にするなど、学校のとるべき対応について整理するよう伝えていく。

未然防止については、児童会生徒会等による、子どもからの活動については非常に有用であると考えており、各校において、取組がすすんでいる。あわせて、子どもたちにとって学級が「安心できる場所」であるか、「相談しやすい雰囲気」があるか「いじめを訴えやすい雰囲気」があるかが大切であるとする。そのために学校、教員は教室等の落ち着いた環境整備、受けたい授業の実践、子どもへの肯定的な声かけなど日常的な働きかけが重要である。とくに、子どもたちの頑張りについて、個々の子どもの視点に立ってその頑張りを具体的に認めることができているかが重要であり、その際教員の基準となってしまうかないかなど、常に注意しておく必要がある。教員の働きかけが、子どもの「居場所づくり」「絆づくり」「自己有用感」につながることを意識し、校内のいじめに係る取組についてすすめてほしいと考える。